

平成 27 年 8 月 18 日

介護事業所の皆様へ

国民健康保険中央会 介護保険部

平成 27 年 8 月介護報酬改定における国保連合会への請求時の注意事項について

平成 27 年 8 月から介護保険の利用者負担割合の見直し（いわゆる二割負担）がされ、各事業所様におかれましては、請求ソフトのバージョンアップ等にて対応されていることと承知しております。その一方で、介護老人福祉施設における多床室の基準費用額の変更については、十分認識がされていないことが懸念されるため、注意事項としてお知らせいたします。該当事業所におかれましては、9 月以降の請求に際して、ご注意くださいますようお願いいたします。

該当事業所：

サービス種類	サービス項目
<ul style="list-style-type: none">・ 21：短期入所生活介護・ 24：介護予防短期入所生活介護・ 51：介護福祉施設サービス・ 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	多床室の居住費

注：介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における多床室の基準費用額は変更ありません。

改定内容：

特定入所者介護（介護予防）サービス費は、基準費用額と負担限度額（第 1 段階 0 円、第 2・第 3 段階は 370 円）の差額を請求するものです。負担限度額は変わりませんが基準費用額が上がることで、利用者負担第 1 段階の請求額だけではなく、今まで請求のなかった利用者負担第 2・第 3 段階の請求額が発生しますので、ご注意ください。

基準費用額	平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月以降
特養の多床室	370 円	840 円

注：今回の改定は平成 27 年 4 月の 320 円→370 円とは別です。